

## 武蔵野市保育料審議会答申案

## 1 はじめに

本審議会は、平成 24 年度及び平成 26 年度審議会での「定期的に審議会を開催すべき」との意見、また平成 30 年度審議会での「次回は幼児教育・保育の無償化による影響を考慮できる時期に開催すべき」との意見を受けて、前回（平成 30 年度）から 4 年後となる令和 4 年度に、武蔵野市特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の利用者負担に関する条例施行規則第 7 条の規定に基づき、開催されたものである。

前回の答申後の保育に関わる大きな動向としては令和元年 10 月に開始された幼児教育・保育の無償化があるが、今回の審議会では、令和 4 年 6 月 30 日に市長からの諮問を受け、この無償化の影響を踏まえながら特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業（以下、「認可保育施設」）の利用者負担（以下、「保育料」）の額の適正な水準について検討をするとともに、市立保育園における延長保育の保護者負担金、一時保育及び年末保育の利用料、病児・病後児保育の保護者負担金について議論を行った。

なお、審議にあたっては、子どもの最善の利益が保障されることを前提とした上で、公平感のある保育料の設定となるよう、各委員により多角的な議論が行われた。

以下、本審議会の意見について答申する。

## 2 確認事項

## (1)保育料について

## ①武蔵野市の保育料の設定について

保育料は保護者の市区町村民税の所得割合算額の階層（A～C の 3 段階、D1 から D24 の計 27 階層）毎に、0 歳児、1・2 歳児、3 歳児以上の区分に分けて設定されている。また、認可保育施設の保育時間は保育の必要量によって保育標準時間（最大 11 時間）、保育短時間（最大 8 時間）に分かれているが、この時間を基に、保育短時間の保育料は保育標準時間の 11 分の 8 に設定されている。なお、保育料については国の徴収基準額より市の基準額を低く設定する（市が一部を負担する）ことによって、保護者の経済的負担が軽減されている。また、子どもが複数いる多子世帯の保育料については、東京都の保育料の減免制度により、第 2 子は半額、第 3 子以降は無料となっている。

## ②前回の答申について

前回の保育料審議会は平成 30 年度に開催されたが、当時は、翌年に開始予定の幼児教育・保育の無償化、子ども・子育て支援新制度（平成 27 年度）への移行から 5 年後を目途に行われる制度見直し等、保育料に大きく影響を与える事項が不確定の状況にあった。そのため、待機児童解消に向けた保育施設の整備の進展や保育短時間認定の保育料が他自治体よりも低く抑えられている現状等、保育料改定の要素はあるものの、改定に向けた審議は難しいとの結論となり、据え置くことが妥当であるという判断がされた。

## ③前回の答申後の動向について

令和元年 10 月に幼児教育・保育の無償化が開始され、幼稚園、保育所、認定こども園等を利用

する3歳児から5歳児までの保育料、住民税非課税世帯の0歳児～2歳児の保育料が無償（施設により全額または一部無償）となった（本審議会で審議する認可保育施設の保育料については全額無償）。なお、制度の開始にあたっては、子ども・子育て支援新制度の対象でない施設についても無償化の対象とするために、従来の教育・保育給付認定（1号認定・2号認定・3号認定）のほかに、新たに施設等利用給付認定（私学助成の幼稚園等の1号認定、認可外保育施設等の3～5歳の2号認定、同じく0～2歳の3号認定）が設けられた。

## (2) 利用料等について

### ①延長保育

保護者の就労の実態や通勤時間を考慮し、保育標準時間の利用可能時間（7:30～18:30）を超えて保育を実施。保護者負担金（利用料）は月額2,500円、1回毎500円。

### ②一時保育

保護者が通院や仕事等で保育ができない場合や子育てから離れてリフレッシュしたい場合等に保育園で一時的に保育を実施。利用料は2時間毎に1,000円。

### ③年末保育

認可保育所が休園をする12月29日、30日に保護者が就労等の理由で保育を行うことができない場合に、市立保育園で保育を実施。利用料は日額3,000円。

### ④病児・病後児保育

病氣中又は病気の回復期にあるが、保護者の就労等により家庭で療養することが困難な児童（生後6か月～小学3年生）に対して施設で保育を実施。保護者負担金（利用料）は4時間以内2,500円、4時間超5,000円。

## 3 検討の内容と結論

### (1) 幼児教育・保育の無償化の影響について

#### ①保護者の経済的負担への影響

令和元年10月に開始された幼児教育・保育の無償化により、認可保育施設を利用する3歳以上の児童の保護者の経済的負担は大幅に軽減されている。0歳児～2歳児の保育料については、市町村住民税非課税世帯のみ無償化の対象となっているため、それ以外の世帯は引き続き負担が発生しているが、保育の実施に要する経費の多くを国、東京都、市が負担することによって、経費全体における保育料の負担の割合は大幅に抑えられている（別紙1参照）。

#### ②市の財政への影響

市の財政面を見ると、待機児童対策に伴う認可保育施設の増加及び利用者の増加により保育の実施に要する経費が拡大し、それに合わせて市の負担額も増大しているが、幼児教育・保育の無償化の開始後、国、東京都の交付金等が増加することにより、経費全体における市の負担の割合は減少している（別紙2参照）。このことから、幼児教育・保育の無償化は、市の負担について軽減の方向で作用したと考えられる。

#### ③認可保育施設への利用への影響

認可保育施設の利用申し込みは幼児教育・保育の無償化の開始前から増加傾向にあるが、制度

の開始前後で伸び方に顕著な差は表れておらず、武蔵野市における認可保育施設の利用への影響は限定的だったと言える（別紙 3 参照）。

## (2) 保育料について

審議会における議論の中で、子育て世帯の負担感の緩和のために保育料を全体的に引き下げたほうがいいのではないかと、国の徴収基準との差が少ない階層等に限定して保育料を引き下げたほうがいいのではないかと、といった意見が出された。また一方で、保育料の設定にあたっては市の施策全体の中でのバランスも考える必要がある、高額所得世帯についてはより負担を上げたほうがいいのではないかと、という意見もあった。それらを踏まえた上で、本審議会として今後の保育料について以下のように考えた。

幼児教育・保育の無償化により認可保育施設を利用する 3 歳以上の児童は保育料の負担がなくなっているため、0～2 歳児の保育料の水準について検討が必要になるが、0～2 歳児は 3 歳以上の児童と比較して保育に要する費用が非常に大きくかかる一方で、前述のように、そのうちの多くの部分を国、東京都、市が負担することにより、大幅に保護者の負担が抑えられている（別紙〇参照）。そのため本審議会では、限りある財源の配分に関して、家庭で保育を行っている（保育施設等を利用していない）世帯や子育て世帯以外の世帯とのバランスの確保が重要であることを考慮し、保育料を抑えるためにさらに公費を投入すべきとの結論には至らなかった。

一方で、仮に 0～2 歳の保育料を引き上げるとした場合、該当する世帯の実質的な負担の増加につながるだけでなく、保育料が無償である 3 歳以上との差が拡大することで負担感が相対的に増加し、結果として施設の利用が控えられるといった負のインセンティブが働くことも懸念される。また、児童 1 人当たりの保育に要する経費における市の負担の割合は低下傾向にあり、市の財政面を考慮しての保育料の引き上げが必要な状況にはないと考えられる。

また、保護者の経済的な側面に注目した際、前回（平成 30 年度）との比較で保護者の所得階層の分布に大きな変化が生じていないことから（別紙 4 参照）、現段階で保育料の改定を行う積極的な理由を見つけることはできなかった。

以上から、本審議会としては現状の保育料の設定の継続が適切と考える。

なお、保育標準時間、保育短時間の保育料の設定については、平成 26 年度の答申にもあるように、家庭的保育事業等、短時間保育のみの施設を利用する世帯が延長保育を利用した場合に、合計の保育料が標準時間保育を超えるといった逆転現象が起きないように配慮する必要があることから、現状の設定には合理性があり、本審議会としてはこれを継続することが適切と判断した。

## (3) 利用料等について

### ① 延長保育の保護者負担金

保育標準時間外に職員を配置する必要があることを踏まえると、現在の額の負担を保護者に求めることには合理性はある。また、近隣の自治体と比較した際、利用料（保護者負担金）設定の枠組みに違いがあり、単純な比較はできないものの、本市の額が均衡を逸した水準にはないと言えるため、本審議会としては現状の保護者負担金の設定の継続が適切と考える。

### ② 一時保育の利用料

近隣の市区で比較区した際、自治体毎に利用料の設定の枠組みが異なるため、利用時間によっては

利用料の多寡が生じるケースがあるが、同一の利用料となるパターンも多く、必ずしも水準が異なるとは言えない。また、市内の民間保育園の多くで同額の利用料が設定されており、仮に利用料の改訂を行った場合、それらの施設への影響も想定される。こうしたことから、本審議会としては現状の利用料の設定の継続が適当と考える。

### ③年末保育の利用料

近隣の市区も本市と同額の利用料となっているところが多く、実施日数、利用者数を考慮しても、本審議会としては現状の利用料の設定の継続が適当と考える。

### ④病児・病後児保育の保護者負担金

提供している事業の内容や看護師を配置するための経費がかかっていること等を考慮すると、現状の保護者負担金は適当な水準と言える。また、仮に引き下げを行った場合に事業者の運営に影響することも想定されるため、本審議会としては現状の利用料の設定の継続が適当と考える。

## 4 付帯事項

### (1)認可外保育施設の利用への配慮について

武蔵野市ではこれまで認可外保育施設の利用者への助成として、認証保育所を利用する世帯に対して、認可保育施設を利用した場合の保育料との差額相当の助成を行ってきた。多摩地域では同様の制度を設けている市が多くあるが、その半数以上が企業主導型保育事業を利用する際の保育料についても助成を行っている。企業主導型保育事業は、従業員の多様な働き方に応じた保育を提供する企業等を支援するとともに、待機児童対策に貢献することを目的として平成 28 年度に内閣府が開始した制度だが、定員には従業員枠のほかに地域の住民が利用する地域枠を設けることができる。施設の開設に関して市には認可権限がないが、武蔵野市の企業主導型保育事業に地域枠が設けられており、現状、待機児童対策において重要な役割を担っていることから、認証保育所と同様の利用者助成を行うことが適当と考える。

### (2)保育施設等を利用していない世帯への支援について

武蔵野市ではこれまで積極的に保育施設を整備し、増加する保育需要に対応してきた一方で、家庭で保育を行っている世帯等への支援として、0 1 2 3 施設、コミセン親子ひろば等、乳幼児とその保護者が交流、相談できる場の開設に取り組むなど、地域における子育て支援の展開を図ってきた。今後も、多様な子育て支援団体との連携、認可保育施設における幅広い子育て支援の実施等を通して、保育施設を利用していない世帯も安心して地域で子育てを続けられる環境が充実することを期待したい。

## 5 おわりに

令和 4 年度に入り、新型コロナウイルス感染症やウクライナ情勢、円高等の影響により物価が上昇傾向にある。今後の物価上昇を見通すことは困難であり、現下の動向を直ちに保育料に反映するには至らなかった。ただし、現在の世界経済にみられる様々な不安定要素に、日本経済も大きく影響されることが予想される。今回の審議会では委員より、新型コロナ感染症の拡大により収入が下がった家庭が少なくなるとの意見もあったことから、次回以降の審議会では中長期的な物価の推移等も踏まえた議論も必要になると考えられる。また、今後の社会情勢を踏まえ、4 年に一度としている保育料審議会の開催時期の

再考が必要となることも想定される。

本審議会では、保育料の議論を実施する中で、武蔵野市の子育てを取り巻く環境について多くの意見が寄せられた。子どもと子どもを育てる保護者にとって重要な意見であることから、武蔵野市の今後の子育てに関わる施策への期待として以下に述べる。

まず、安心して子どもが育てられると共に、各家庭の状況や希望に沿った子育てができるようにすることである。本審議会では、一時保育の利用料、病児・病後児保育の保護者負担金についても検討を行い、現行の利用料を適当とするという結論となった。しかし、特に一時保育の実施園が少なく、利用したい時に空きがないという市民の声があることが委員から報告されている。保護者が必要とする時に安心して保育を利用できる体制の強化を期待したい。

家庭で保育を行っている世帯に対しては、各保育園、幼稚園において多様な支援が行われているところであるが、引き続き各家庭のニーズに沿った取り組みが展開されるとともに、それらが必要な世帯に広く利用されるよう広報、周知もより充実することが望まれる。

さらに、全ての子育て家庭が希望に沿った子育てができることを目指すためには、保護者の働き方についても今後考えていく必要があると思われる。保育園に子どもを預けている保護者の中にも、家庭での保育の時間をより確保したいと考える保護者や、就労時間の関係で長時間預けざるを得ない保護者もいるのではないかと考えられる。保護者の子育てや就労については各家庭で考え方や実際の状況が異なることから、一概に長時間の保育を否定するということではなく、子どもと家庭にとって望ましい子育て環境をどのように社会全体で作っていくのかを市民、子育てに関わる団体、施設、事業者、そして武蔵野市が共に考えることが求められる。

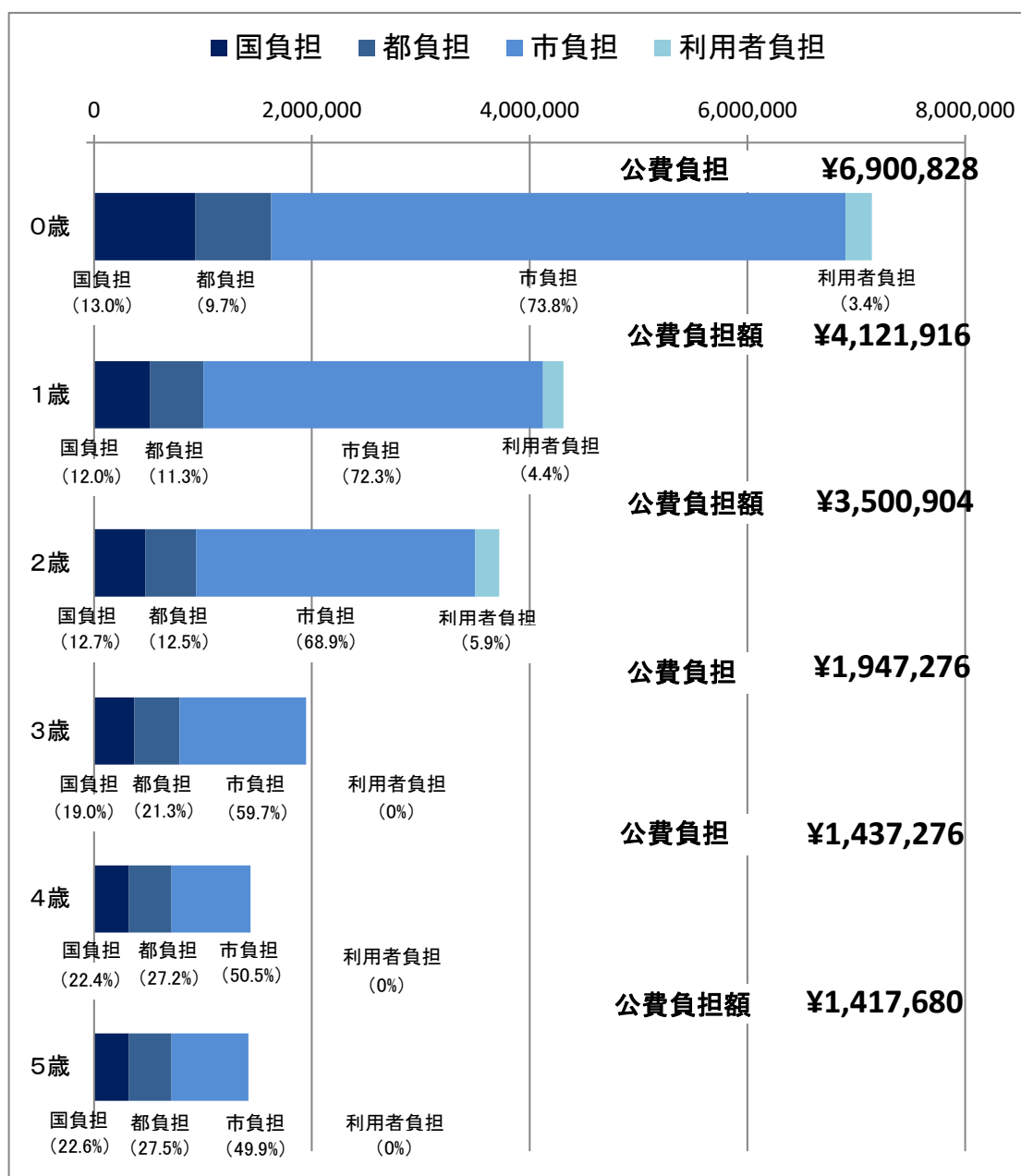
最後に、子どもが育つ重要な環境である保育園や幼稚園における、保育の質の向上が一層進んでいくことを願いたい。武蔵野市では、令和3年11月に『武蔵野市生きる力を育む幼児教育振興検討会議報告書』が出されており、幼児教育の振興に取り組んでいる。武蔵野市の保育施設を利用し保育料を支払う保護者にとっても、自分の子どもが通う園の保育の質が豊かなものであることを望んでいると考える。武蔵野市のそれらの取り組みが実際の保育に具体的に活かされ、武蔵野市で育つ子どもの生きる力につながることを期待したい。

## 年齢別認可保育施設の児童 1 人にかかる費用負担と保育料（年額）

\* 令和2年度実績

単位：円

年齢	国負担	都負担	市負担	公費負担	利用者負担	合計
0歳	932,016	695,508	5,273,304	6,900,828	243,073	7,143,901
1歳	516,576	487,980	3,117,360	4,121,916	188,993	4,310,909
2歳	471,228	465,348	2,564,328	3,500,904	220,815	3,721,719
3歳	369,792	414,672	1,162,812	1,947,276	0	1,947,276
4歳	321,396	390,372	725,508	1,437,276	0	1,437,276
5歳	320,484	389,892	707,304	1,417,680	0	1,417,680

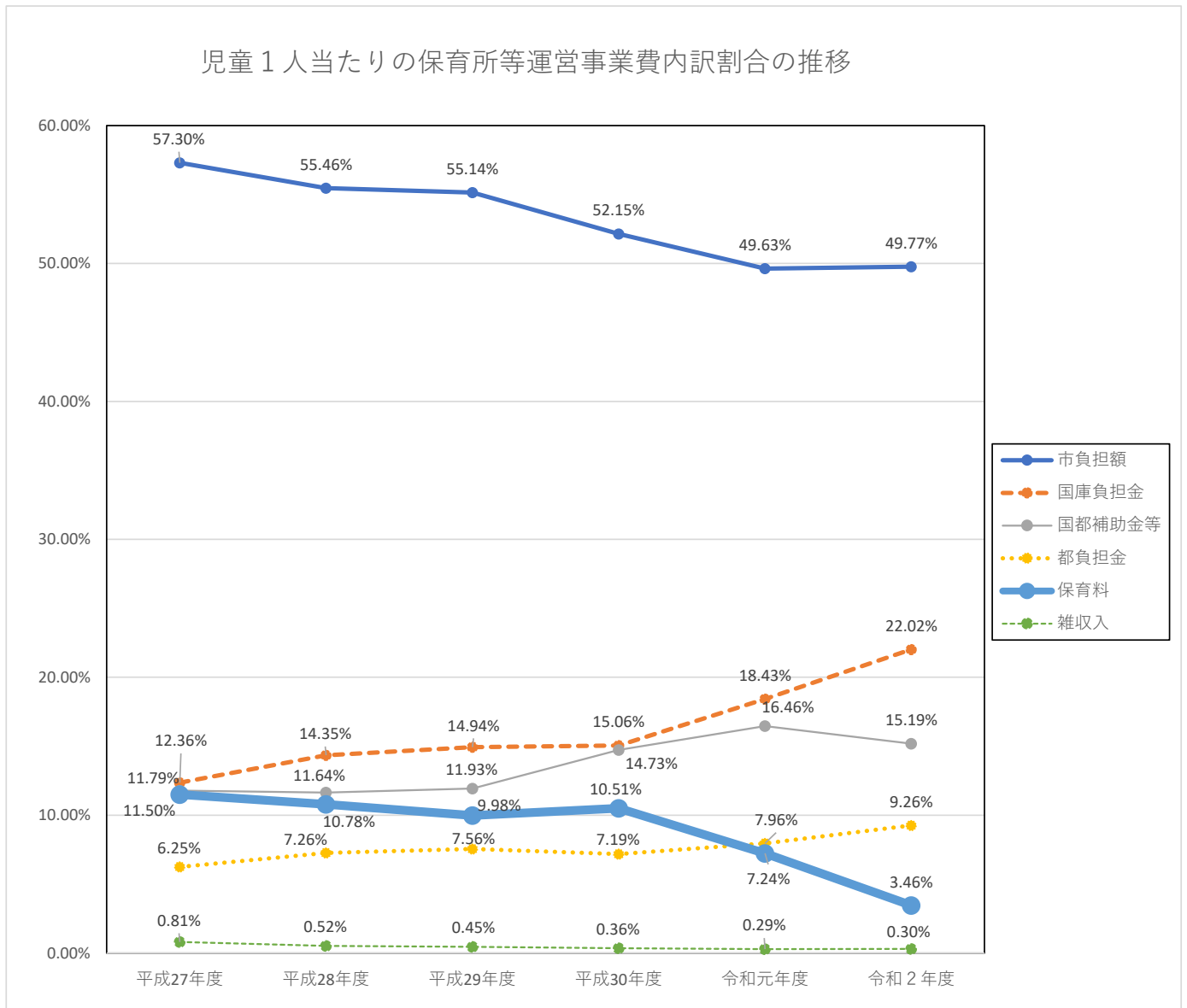


※1人あたりの運営費

## 児童1人当たりの保育所等運営事業費内訳割合の推移

年度	平成27年度	平成28年度	平成29年度	平成30年度	令和元年度	令和2年度
市負担額	57.30%	55.46%	55.14%	52.15%	49.63%	49.77%
国庫負担金	12.36%	14.35%	14.94%	15.06%	18.43%	22.02%
国都補助金等	11.79%	11.64%	11.93%	14.73%	16.46%	15.19%
都負担金	6.25%	7.26%	7.56%	7.19%	7.96%	9.26%
保育料	11.50%	10.78%	9.98%	10.51%	7.24%	3.46%
雑収入	0.81%	0.52%	0.45%	0.36%	0.29%	0.30%
合計	100.00%	100.00%	100.00%	100.00%	100.00%	100.00%

※保育所等運営事業費は、3-2-2（保育所等運営委託事業）及び3-2-4（市立保育園運営事業）の合算から施設整備費として支出した額を除いた金額。



## 認可保育施設一斉入所申込者数の推移について

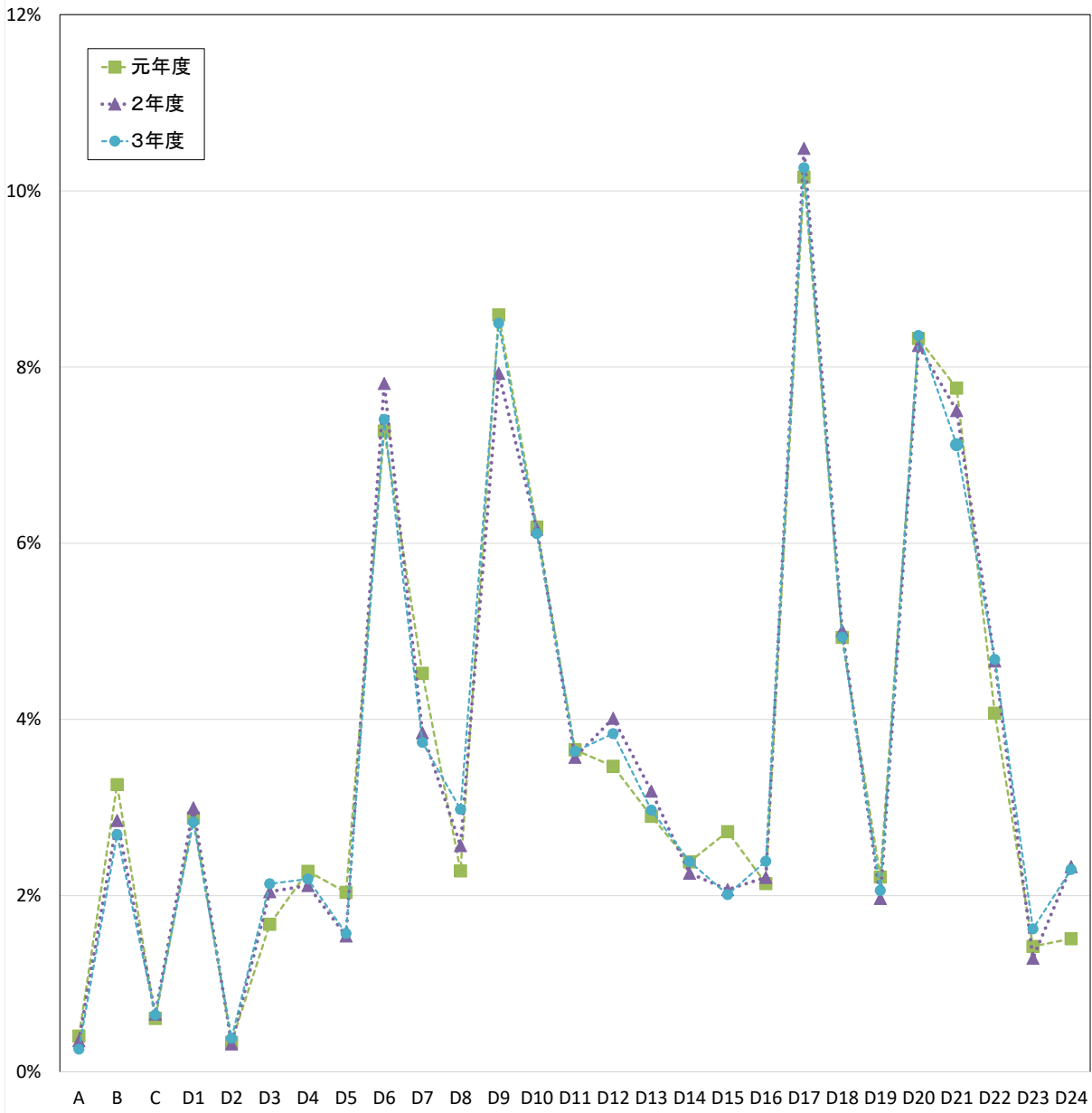
(単位：人)

年度	申込者数 (1次利用調整対象数)	在園児数	
		総数	対前年度
平成30 (2018)	1,248	2,259	138
平成31 (2019)	1,126	2,517	258
令和2 (2020)	1,094	2,747	230
令和3 (2021)	979	2,979	232
令和4 (2022)	1,039	3,030	51



### 階層別延児童数の割合

延児童数割合



階層	A	B	C	D1	D2	D3	D4	D5	D6	D7	D8	D9	D10	D11	D12	D13	D14	D15	D16	D17	D18	D19	D20	D21	D22	D23	D24	計
元年度	0%	3%	1%	3%	0%	2%	2%	2%	7%	5%	2%	9%	6%	4%	3%	3%	2%	3%	2%	10%	5%	2%	8%	8%	4%	1%	2%	100%
2年度	0%	3%	1%	3%	0%	2%	2%	2%	8%	4%	3%	8%	6%	4%	4%	3%	2%	2%	2%	10%	5%	2%	8%	8%	5%	1%	2%	100%
3年度	0%	3%	1%	3%	0%	2%	2%	2%	7%	4%	3%	8%	6%	4%	4%	3%	2%	2%	2%	10%	5%	2%	8%	7%	5%	2%	2%	100%